

A 3 - 1 8
5 年 保 存 (常)
(令和10年12月31日まで)
F N . A 3 - 7 - 0
鹿 相 第 3 6 号
令 和 5 年 3 月 3 日

各 部 長
各参事官 殿
各所属長

本 部 長
担当 法制指導室 TEL 

鹿児島県警察事務の決裁区分について（通達）

鹿児島県警察事務の決裁区分については、「鹿児島県警察事務の決裁区分について（通達）」（令和3年8月13日付け鹿相第138号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、このたび、令和5年度鹿児島県警察組織・定員改正に伴う所要の見直しを行ったことから、今後は下記のと通りの運用とするので、職員に周知し、事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和5年3月17日から施行し、旧通達は、令和5年3月16日限り廃止する。

記

1 趣旨

この通達は、鹿児島県警察において処理する警察本部長（以下「本部長」という。）及び警察署長（以下「署長」という。）の権限に属する事務の決裁（以下「事務決裁」という。）について必要な事項を定め、事務処理の能率化及び適正化を図ることを目的とする。

2 定義

この通達において使用する用語の意義は、鹿児島県警察事務の決裁に関する訓令（平成27年鹿児島県警察本部訓令第3号。以下「事務決裁訓令」という。）に定めるところによる。

3 事務の区分

事務決裁における事務の区分は、次のとおりとする。

(1) 共通事項（各所属共通）（別表第1）

各所属に共通し、かつ、主管する所属がない事務

(2) 共通事項（主管課）（別表第2）

各所属に共通し、かつ、主管する所属がある事務

(3) 各所属事項（別表第3）

各所属の固有事務

4 本部長及び署長の決裁を受けるべき事務

別表第1，別表第2及び別表第3において，本部長決裁欄及び署長決裁欄に○印をもって示す事項とする。

5 警察本部及び警察署における専決

本部長又は署長の補助機関が専決することができる事務（以下「専決事項」という。）は，別表第1，別表第2及び別表第3において，専決区分欄に○印をもって示す事項とする。

なお，専決区分中の副署長等欄に○印をもって示す事務については，事務決裁訓令第2条第17号に規定する天文館・地域安全対策官等（以下「天対官等」という。）の配置がある警察署においては，天対官等が専決できるものとする。この場合において，天対官等が専決できる事務の範囲については，鹿児島県警察の組織に関する訓令（昭和52年鹿児島県警察本部訓令第2号）第21条の2第3項，第22条第2項から第6項まで及び「鹿児島県の組織に関する訓令の運用解釈等について（通達）」（令和5年2月22日付け鹿務第278号）に規定する各事務とし，天対官等は，その職に応じ，それぞれの事務の範囲で専決できるものとする。

6 参事官の専決事項

参事官は，所掌事務の範囲内において，別表第1，別表第2及び別表第3の部長の専決事項を専決することができる。

7 判断基準について

別表第1，別表第2及び別表第3中に示す，特に重要なもの，重要なもの又は平易なものについての判断基準は次のとおりとする。

(1) 特に重要なもの

事務決裁訓令第10条に規定する「本部長の決裁が必要なもの」及び「署長の決裁が必要なもの」に該当するもの

(2) 重要なもの

事務決裁訓令第10条に規定する「部長が専決をすることができるもの」及び「副署長及び次長が専決をすることができるもの」に該当するもの

(3) 平易なもの

事務決裁訓令第10条に規定する「課長等が専決をすることができるもの」に該当するもの

8 警察署における処理

警察署においては，署長が定める事務分掌に従い，警察本部の各所属が分掌する事務に対応する事務を処理すること。

別表第1 (3(1), 4, 5, 6, 7 関係)

共 通 事 項 (各 所 属 共 通)

番 号	決 裁 事 項	警察本部			警察署		
		本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
			部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
1	公安委員の会議に関すること。	○			○		
2	公安委員会宛ての苦情に関すること。	○			○		
3	苦情、意見、要望等の 処理に関すること。	○			○		
			○		○		
				○	○		
4	各種広報（報道機関に 対するものを除く。） に関すること。	○			○		
			○			○	
				○			○
5	警察運営の総合企画及び基本方針に関すること。	○			○		
6	各種会議の開催に関す ること。	○			○		
		○			○		
7	各種行事及び訓練に関 すること。		○			○	
				○			○
8	令達文書の制定及び改 廃に関すること。	○			○		
			○		○		
				○		○	
9	通達及び一般文書の制 定、改廃及び発出に関 すること。	○			○		
			○			○	
				○			○
10	各種情報の措置に関す ること。	○			○		
			○			○	
				○			○
11	県内における人員、装備、資機材等の応援要請 及び応援派遣に関すること。		○				

番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
			本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
				部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
12	所属内の事務分掌に関すること。				○			○
13	所掌事務に係る企画、 調査及び研究に関する こと。	特に重要なもの	○			○		
		重要なもの		○			○	
		平易なもの			○			○
14	上局からの示達文書に 関すること。	特に重要なもの	○					
		重要なもの		○				
		平易なもの			○			
15	上局への報告・通報に 関すること。	特に重要なもの	○					
		重要なもの		○				
		平易なもの			○			
16	法令の解釈・指導に関 すること。	特に重要なもの	○			○		
		重要なもの		○			○	
		平易なもの			○			○
17	各種調査・照会に関す ること。	重要なもの		○			○	
		平易なもの			○			○
18	関係機関及び団体との 連絡・協議に関するこ と。	特に重要なもの	○			○		
		重要なもの		○			○	
		平易なもの			○			○
19	都道府県相互間の協定・協議事項に関すること。		○					
20	速報事案に関すること。	特に重要なもの	○			○		
		重要なもの		○		○		
		平易なもの			○	○		
21	被害者支援に関するこ と。	特に重要なもの	○			○		
		重要なもの		○			○	
		平易なもの			○			○
22	事務引継書の作成に関 すること。	本部長の事務引継書	○					
		部長の事務引継書		○				
		所属長及び所属職員の 事務引継書			○	○		

番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
			本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
				部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
23	上局の業務監察及び巡視に関すること。	特に重要なもの	○			○		
		重要なもの		○		○		
		平易なもの			○	○		
24	職員の非常招集に関すること。				○	○		
25	装備資機材の維持・管理に関すること。				○			○
26	年報，月報，日報等の報告に関すること。				○			○
27	教養資料の発行に関すること。	特に重要なもの	○			○		
		重要なもの		○		○		
		平易なもの			○	○		
28	部長内賞に関すること。			○		○		
29	所属長表彰に関すること。				○	○		
30	上局宛て表彰候補者（団体）に関すること。	決定に係るもの	○					
		上申に係るもの			○	○		
31	損害賠償事案の処理に関すること。		○			○		
32	図書のおすすめ及びあっせんに関すること。				○			○
33	各種文書の収受及び保管・管理に関すること。				○			○
34	各種管理システムの運用に関すること。				○	○		
35	各種備付け簿冊に関すること。				○			○
36	県の施策に関すること。		○			○		

別表第2 (3(2), 4, 5, 6, 7 関係)

共 通 事 項 (主 管 課)

主 管 課 名	番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
警 務 課	1	組織機構及び定員 に関すること。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○		○		
			平易なもの			○	○		
	2	鹿児島県開発促進協議会に関すること。		○					
	3	士気高揚に関する こと。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○			○	
			平易なもの			○			○
	4	週休日、勤務時間 等の指定及び割振 り並びに週休日の 振替に関すること。	部長及び参事官に關 すること。		○				
			所属長及びその他の職 員に関すること。			○	○		
	5	代休日の指定に關 すること。	部長及び参事官に關 すること。		○				
			所属長及びその他の職 員に関すること。			○	○		
	6	年次有給休暇、特 別休暇、介護休暇 及び介護時間並び に欠勤に関するこ と。	部長及び参事官に關 すること。		○				
			所属長及びその他の職 員に関すること。			○	○		
	7	旅行命令等に關 すること。	部長に関すること。	○					
			参事官及び本庁の所属 長に関すること。		○				
			本庁の所属を除く所属 長及びその他の職員に 関すること。			○	○		

主 管 課 名	番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
警 務 課	8	行事予定に関する こと。	本県警察全体の行事予 定に係るもの	○					
			部内の行事予定に係る もの		○				
			所属内の行事予定に係 るもの			○	○		
	9	運営指針等の設定 に関すること。	運営指針（サブタイト ル）及び運営重点に係 るもの	○					
			月別執務重点及び月別 行事予定に係るもの		○				
			所属別重点実施事項に 係るもの			○	○		
	10	警察署の設置，統合等及び幹部派出所の設 置，廃止等に関すること。		○			○		
	11	所属内の人事配置 に関すること。	重要なもの		○		○		
			平易なもの			○	○		
	12	各種手当の認定及び取消しに関すること。				○	○		
	13	職場指導に関する こと。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○			○	
			平易なもの			○			○
	14	県下青年警察職員 意見発表に関する こと。	実施及び審査結果に係 るもの	○					
			出場者の選考に係るもの			○	○		
	15	青年警察官の海外 研修に関すること。	研修者の決定に係るもの	○					
			研修者の推薦に係るもの			○	○		
16	他機関での研修に 関すること。	研修者の決定に係るもの		○					
		研修者の推薦に係るもの			○	○			
17	外国語技能検定に関すること。			○		○			

主管課名	番号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
警 務 課	18	公用車運転資格審査に関すること。				○	○		
	19	技能指導官に関すること。	任命に係るもの	○					
			運用に係るもの		○				
	20	きよで愛制度に関すること。				○	○		
総 務 課	1	県議会に関すること。		○					
	2	被疑者取調べの監督に関すること。	被疑者取調べの予定連絡に係るもの			○			○
			被疑者取調べの確認に係るもの			○	○		
			被疑者取調べ監督官等の措置に係るもの	○			○		
			被疑者取調べの状況の報告に係るもの	○			○		
	3	公安委員会表彰に関すること。	上申に係るもの	○			○		
	4	報道機関への情報提供に関すること。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○		○		
			平易なもの			○	○		
	5	情報の公開に関すること。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○		○		
			平易なもの			○	○		
	6	個人情報の保護に関すること。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○		○		
			平易なもの			○	○		
	7	警察証明に関すること。				○	○		
会 計 課	1	当初及び補正予算に関すること。		○					
	2	予算の執行・申請・報告に関すること。				○	○		

主管課名	番号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
監 察 課	1	表彰（部長内賞及び所属長表彰を除く。）に関する こと。	決定に係るもの	○					
			上申に係るもの		○		○		
	2	賞じゅつ金に 関すること。	決定に係るもの	○					
			上申に係るもの		○		○		
	3	私有物品損害補償 金に関する こと。	決定に係るもの	○					
			上申に係るもの		○		○		
	4	小さな親切運動実 行章に関する こと。	推薦に係るもの		○				
			上申に係るもの			○	○		
	5	計画監察に 関すること。	監察実施計画	○			○		
			監察実施についての通知			○	○		
			監察実施結果について の通知	○			○		
			監察実施結果に基づく 措置	○			○		
	6	計画外監察に 関すること。	監察実施結果 についての通知	○			○		
			監察実施結果 に基づく措置	○			○		
	7	懲戒の取扱いに 関すること。	規律違反の申立てに係 るもの	○			○		
			申立てに対する調査結 果に係るもの	○			○		
			交通事故及び交通法令 違反の規律違反申立て （本部長が指示したも の）に係るもの	○			○		
	8	職員の受傷事故に関する こと。		○			○		

主管課名	番号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
監 察 課	9	訓戒処分に関する こと。	本部長訓戒に係るもの	○			○		
			所属長訓戒（本部長が 命じるもの）に係るもの	○					
			所属長訓戒（所属長に よるもの）に係るもの		○		○		
厚 生 課	1	公務又は通勤による災害に関すること。				○	○		
	2	健康管理に関する こと。	制度の変更に係るもの		○				
			健康診断に係るもの			○	○		
			部長，参事官，課長等 及び署長の職にある者 の療養休暇又は復勤・ 復職に関する承認	○					
			上記以外の職員の療養 休暇又は復勤・復職に 関する承認			○	○		
	3	レクリエーションの実施に関すること。				○	○		
	4	ピアサポートに関すること。				○	○		
	5	独身寮の管理に関すること。				○	○		
情 報 管 理 課	1	情報管理システム の運営事務に関する こと。	対象業務の新設に係る もの		○				
			対象業務の変更及び廃 止に係るもの			○			
			アクセス権に係るもの			○			
			業務主管課における入 力資料等の取扱いに係 るもの			○			
	2	ソフトウェアの開発報告に関すること。				○	○		

主管 課名	番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
情報 管理 課	3	情報処理能力検定	実施に係るもの			○			
		に關すること。	受験申請に係るもの			○	○		
	4	照会センターの業務用帳票に關すること。				○	○		
地域 課	1	駐在所等報償費支給認定に關すること。		○			○		

別表第3 (3(3), 4, 5, 6, 7関係)

各所属事項 (警務部)

課 名	番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
警 務 課	1	警察制度に関する こと。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○		○		
			平易なもの			○	○		
	2	警務部長の巡視に関すること。			○		○		
	3	宿日直制度及び宿日直勤務命令に関する こと。				○	○		
	4	時間外又は休日の 勤務命令に関する こと。	部長，参事官及び所属 長に関するもの	○					
			その他の職員に関する もの			○	○		
	5	育児休業，部分休 業及び育児短時間 勤務に関すること。	部長，参事官及び所属 長に関するもの	○					
			その他の職員に関する もの			○			
	6	深夜勤務制限及び 超過勤務制限に関 すること。	部長，参事官及び所属 長に関するもの	○					
			その他の職員に関する もの			○			
	7	勤務制の種別の変 更に関すること。	部長，参事官及び所属 長に関するもの	○					
			その他の職員に関する もの			○			
	8	自己啓発等休業に 関すること。	部長，参事官及び所属 長に関するもの	○					
			その他の職員に関する もの			○			

課 名	番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
警 務 課	9	職務専念義務の免除の承認に関する こと。	部長，参事官及び所属 長に関するもの	○					
			その他の職員に関する もの			○			
	10	管外通勤に関すること。				○	○		
	11	警察庁舎の警戒・警備に関すること。				○	○		
	12	警察署の管轄区域の見直しに関すること。		○			○		
	13	任用に関すること。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○		○		
			平易なもの			○	○		
	14	人事配置に関する こと。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○		○		
			平易なもの			○	○		
	15	身分証明書の取扱いに関すること。				○			
	16	司法警察職員の指定及び取消しに関する こと。				○	○		
	17	給与制度に関する こと。	特に重要なもの	○					
			重要なもの		○				
			平易なもの			○			
18	職員の給与に関す ること。	初任給，昇格，昇級等 に係るもの			○				
		各種手当に係るもの			○				
19	退職手当及び児童手当等に関すること。				○				
20	電子計算組織による給与支払いに関する こと。				○				
21	警察官の職務に協 力援助した者の災 害給付に関すること。	給付決定に係るもの	○						
		給付事務に係るもの			○				
22	拳銃の使用，亡失及び損傷に関すること。		○						

課 名	番 号	決 裁 事 項	警察本部			警察署		
			本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
				部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
警 務 課	23	拳銃の出し入れ，貸与，返納及び修理に 関すること。			○		○	
	24	弾薬の配分に関すること。			○	○		
	25	既設火薬庫の記載事項の変更に関する こと。			○	○		
	26	学校教養実施計画の策定に関する こと。	○					
	27	学校入校者（管区 特に重要なもの 入校以上）に關す 重要なもの ること。 平易なもの	○			○		
				○		○		
					○	○		
	28	県警察学校の入校に関する こと。			○	○		
	29	捜査実務研修に関する こと。			○	○		
	30	職場実習に関する こと。			○	○		
	31	国際教養に関する こと。			○	○		
	32	通訳人の運用等に 通訳人の登録等に係る 関すること。 こと。	○			○		
		通訳人の運用に係るもの			○	○		
	33	機関誌「警友さつま」の編集及び発行に 関すること。			○	○		
	34	各種術科大会に關 各種術科大会の開催に すること。 係るもの	○			○		
		各種術科大会の実施細 目等に係るもの			○	○		
	35	管区・全国術科大 大会出場に係るもの 会の出場に関する 大会派遣等に係るもの こと。	○			○		
					○	○		
	36	部外主催の術科大 県外出場に係るもの 会の出場に関する 県内出場に係るもの こと。	○			○		
					○	○		
	37	術科講習への受講・派遣に関する こと。			○	○		

課 名	番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
警 務 課	38	各種技能検定及び体力検定の実施に関する こと。				○	○		
	39	各種術科の訓練等 に関すること。	術科特練員の指定に係 るもの	○					
			術科特練員の訓練計画 及び訓練等に係るもの			○	○		
			術科特連員の派遣訓練 に係るもの			○	○		
			一般訓練に係るもの			○		○	
総 務 課	1	公安委員会の補佐に係る連絡調整に関する こと。		○					
	2	公安委員会の庶務に関すること。		○					
	3	秘書・渉外に関す ること。	特に重要なもの	○					
			重要なもの		○				
			平易なもの			○			
	4	本部長の巡視に関すること。		○			○		
	5	公葬に関すること。	特に重要なもの	○					
			重要なもの		○				
			平易なもの			○			
	6	被疑者取調べの監 督に関すること。	調査に係るもの	○					
			巡察に係るもの	○					
			公安委員会への報告に 係るもの	○					
	7	警察安全相談に関すること。				○	○		
8	苦情・要望に関すること。		○			○			
9	警察音楽隊の運営等に関すること。		○			○			
10	警察庁舎内の見学に関すること。				○	○			

課 名	番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
総 務 課	11	犯罪被害者支援に 関すること。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○		○		
			平易なもの			○			○
	12	犯罪被害者等給付 金に関すること。	裁定決定に関するもの	○					
			給付事務に関するもの			○			
	13	文書の収受，配布及び発送に関すること。				○			○
	14	令達文書及び通達文書の審査に関すること。				○			
	15	県公報登載事務に関すること。				○			
会 計 課	1	警察施設の被害報告に関すること。				○	○		
	2	拾得物件控書及び 遺失届出書に関す ること。	鹿児島中央警察署，鹿 児島西警察署及び鹿児島南警察署						○
			その他の警察署					○	
	3	拾得物件一時保管伺書に関すること。					○		
	4	期満失効保管金調書及び期満失効保管品調 書に関すること。					○		
	5	保管金出納簿及び拾得物品出納簿に関す ること。					○		
	6	時効小切手債権の県帰属調書に関すること。					○		
	7	国有物品の管理に関すること。				○	○		
	8	物品の処分等に関すること。				○	○		
	9	警察庁舎の管理・運用に関すること。				○	○		
	10	公舎入退居に関すること。				○		○	
	11	警察車両の供用（保管転換）及び配車に関 すること。				○			
	12	警察車両の管理・運用及び整備に関すること。				○	○		
	13	警察車両の燃料に関すること。				○	○		

課 名	番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
会 計 課	14	警察車両の損傷に 関すること。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○			○	
			平易なもの			○			○
	15	警察装備資機材の共用（保管転換）及び損 傷に関すること。				○	○		
	16	警察装備資機材の 開発改善に関する こと。	重要なもの		○		○		
			平易なもの			○		○	
	17	機動装備隊の運用 等に関すること。	特に重要なもの	○					
			重要なもの		○				
			平易なもの			○			
	18	給貸与品の支給及び貸与計画に関すること。				○			
	19	給貸与品の取扱い に関すること。	警察手帳、警棒、手錠 の紛失盗難の手配に係 るもの	○					
			制服等の盗難に係るも の	○					
			制服等の使用期間及び 着用期間の変更に係る もの			○			
			給貸与品の交換、貸与 替え、返納、紛失、修 理等に係るもの			○		○	
			警察旗の使用及び礼服 の着用に係るもの			○			
監 察 課	1	生存者叙勲候補者の上申に関すること。		○					
	2	死没者叙位・叙勲候補者の上申に関すること。				○			
	3	訴訟の処理に関すること。		○					
	4	訴訟及び損害賠償事案の事実調査に関すること。				○			

課 名	番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署			
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分		
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等	
厚生課	1	公務又は通勤による災害の認定事務に関すること。	特に重要なもの	○						
			平易なもの			○				
	2	勤労者財産形成貯蓄の運営に関すること。				○				
	3	家族災害救慰金の制度に関すること。	○							
情報管理課	1	有線通信の運用に関すること。					○			
	2	情報処理能力検定に関すること。	実施に関するもの（初級・中級）				○			
			受検手続に関するもの				○	○		
			実施結果報告に関するもの				○			
			情報処理能力検定の特例に関するもの				○	○		
	3	情報セキュリティ監査及び情報管理業務監査に関すること。	実施計画及び結果報告に関するもの	○						
			改善事項等の通知に関するもの			○		○		
			所属長の執るべき措置に関するもの			○		○		
			特別監査の実施に関するもの	○						
	4	情報セキュリティインシデントの報告に関すること。				○		○		
	5	ITリーダーに関すること。	指定及び解任に関するもの				○	○		
			業務報告に関するもの				○		○	
	6	アクセス権管理に関すること。	特異なもの			○		○		
			平易なもの				○	○		
	7	照会記録の確認に関すること。					○	○		

課 名	番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
留 置 管 理 課	1	留置業務の管理運営に関する事 項。	重要な施策及び方針の決定に係るもの	○			○		
			被留置者の事故防止及び処遇（金品出納及び面会に係るものを除く。）に係るもの			○	○		
			被留置者の処遇に係るもののうち金品出納及び面会に係るもの			○		○	
	2	被留置者の事故に関する事 項。	本県で発生した重要特異事案に係るもの	○			○		
			他県等で発生した重要特異事案に係るもの		○				
			軽微な事案に係るもの			○	○		
	3	集中護送の運用等に関する事 項。	重要なもの		○				
			平易なもの			○			
	4	被留置者の護送業務に関する事 項。	重要な施策及び方針の決定に係るもの	○			○		
			被留置者の護送業務に係るもの			○	○		
	5	留置施設に関する事 項。	重要なもの		○		○		
			平易なもの			○		○	
	6	他機関逮捕被疑者の収容に係る決定、調整及び連絡に関する事 項。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○		○		
			平易なもの			○	○		
	7	警察嘱託医に関する事 項。			○		○		

各 所 属 事 項 (生活安全部)

課 名	番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
生 活 安 全 企 画 課	1	生活安全関係事犯 実務研修に関する こと。	応援派遣要請に係るもの		○		○		
			実務研修捜査員の指名 等に係るもの			○	○		
			実務研修に係るもの			○	○		
	2	保護に関すること。	保護期間の延長に係るもの				○		
			簡易裁判所への通知に係るもの				○		
			知事又は保健所長への 通報に係るもの				○		
			保護室への保護に係るもの				○		
			上記以外の保護に係るもの				○		
	3	自殺統計に関すること。				○			○
	4	長寿社会対策に関する こと。	パイロット地区の指定 に係るもの		○		○		
			高齢者の保護及び各種 施策の実施に係るもの			○	○		
	5	自転車及び二輪車 の防犯登録に関する こと。	防犯登録制度の改正等 に係るもの		○				
			その他防犯登録に係る もの			○	○		
	6	防犯対策に関する こと。	各種強盗事件に係るもの		○		○		
			その他各種防犯施策に 係るもの			○	○		

課 名	番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
生 活 安 全 企 画 課	7	季節地域安全運動 に関すること。	運動方針に係るもの	○			○		
			実施計画・結果等に係 るもの		○		○		
	8	地域安全活動に関 すること。	全国的に模範となる活 動に係るもの	○			○		
			県内の模範となる活動 に係るもの		○		○		
			その他の活動に係るもの			○			○
	9	年末年始特別警戒に関すること。		○			○		
	10	狩猟事故防止に関 すること。	重要なもの		○		○		
			平易なもの			○	○		
	11	銃砲，火薬類，高 圧ガス等の危険物 による各種事故発 生に関すること。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○		○		
			平易なもの			○	○		
	12	銃砲，火薬類等の発見及び拾得届出の受理 並びにその手配及び手配の解除に関するこ と。				○	○		
	13	風俗営業許可の事前相談に関すること。				○	○		
	14	公営競技に関する こと。	設置に伴う協議等に係 るもの		○		○		
			設置に伴う特異情報に 係るもの	○			○		
			一般情報に係るもの		○		○		

課 名	番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
地 域 課	1	地域警察の運営等 に関すること。	過早異動及び転用勤務 に係るもの			○	○		
			勤務基準の策定及び変 更に係るもの			○	○		
			ブロック運用の実施に 係るもの			○	○		
			警察署地域警察運営細 則の制定・変更の承認 に係るもの			○	○		
			上記以外に係るもの			○	○		
	2	本部長と駐在所夫人との語る会に関すること。		○			○		
	3	交番相談員の運用に関すること。				○	○		
	4	交番・駐在所連絡協議会に関すること。				○	○		
	5	雑踏警備に関すること。				○	○		
	6	各種事故等に関す ること。	航空機墜落事故等に係 るもの（旅客機墜落事 故及び人家密集地域へ の墜落事故を除く。）	○			○		
			水難，山岳遭難，自然 災害（落盤，山崩れ， 落雷等）及びレジャー スポーツ事故に係るも の			○	○		
	7	職務質問競技会等に関すること。			○		○		
	8	鉄道警察隊の管理・運用に関すること。				○	○		
	9	警察用船舶の共用（保管転換）及び廃船に 関すること。				○			
	10	警察用船舶の燃料に関すること。				○	○		

課 名	番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
地 域 課	11	警察用船舶の損傷 に關すること。	沈没・衝突等の事故に 係るもの	○			○		
			上記以外に係るもの			○	○		
	12	一時借上船の有償 借上に關すること。	船舶借上申請の承認に 關すること。			○	○		
			船舶借上の使用報告に 關すること。				○		
	13	緊急配備に關すること。				○	○		
	14	無線通信に關する こと。	無線機等の事故報告に 係るもの	○			○		
			上記以外に係るもの			○	○		
	15	非常通報装置に關すること。				○	○		
	16	交番，警備派出所，署所在地，幹部派出所 所在地及び駐在所の所管区の見直しに關する こと。		○			○		
	17	交番，警備派出所及び駐在所の施設に係る 維持，改善及び調査に關すること。				○	○		
人 身 安 全 ・ 少 年 課	1	ストーカー行為等 の規制等に關する 法律（平成12年法 律第81号）に關す ること。	警告に係るもの			○	○		
			禁止命令 に係るもの		○				
					○		○		
					○				
			行政措置実施証明書に 係るもの			○	○		
	2	行方不明者に關すること。				○	○		
	3	少年警察活動規程 の運用に關するこ と。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○		○		
			平易なもの			○	○		
	4	鹿児島県警察スクールサポーターの運用に 關すること。				○	○		

課 名	番 号	決 裁 事 項			警察本部		警察署	
					本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁
						部 長	課 長 等	
人 身 安 全 ・ 少 年 課	5	学校警察連絡制度の運用に関する事。					○	○
	6	少年指導委員の講習及び指導に関する事。						○
	7	少年補導員の委嘱・解嘱に関する事。						○
	8	少年補導職員の運用に関する事。					○	○
	9	非常勤職員の少年補導職員の任命に関する事。				○		○
	10	少年事件の簡易送致の決定に関する事。						○
	11	触法少年事案の取扱いに関する事。						○
生 活 環 境 課	1	特別法令違反事件の検挙及び情報の報告に関する事。					○	○
	2	人身取引事犯に関する事。	特に重要なもの	○			○	
			上記以外のもの		○		○	
サイ バ ー 犯 罪 対 策 課	1	サイバー犯罪捜査 検定に関する事。	検定の実施に係るもの			○		
			検定結果の報告等に係るもの			○		
	2	サイバー防犯ボランティアの委嘱及び解職に関する事。				○		
	3	特定サイバーボランティアの委嘱及び解職に関する事。				○		
	4	サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーの委嘱に関する事。				○		
	5	サイバーパトロールに関する事。					○	○
	6	インターネット上の自殺予告に関する事。	特に重要なもの	○			○	
			重要なもの		○		○	
			上記以外のもの			○	○	
	7	インターネット上の違法情報及び有害情報に関する事。					○	○

各 所 属 事 項 (刑 事 部)

課 名	番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
刑 事 企 画 課	1	本部要指導事件に 関すること。	無罪事件に係るもの	○					
			本部要指導事件指定, 指導等に係るもの			○			
			本部要指導事件検討に 係るもの				○		
	2	公判対応事件に関 すること。	公判対応事件の分析, 検討等に係るもの			○			
			公判対応事件報告等に 係るもの				○		
	3	令状請求時の事前 審査に関すること。	逮捕状請求事前検討に 係るもの			○	○		
			各種令状請求事前検討 に係るもの			○	○		
	4	刑事伝承教養に関すること。				○			
	5	刑事実戦塾に関すること。			○		○		
	6	刑事選考及び任用 に関すること。	刑事任用の例外任用等 に係るもの		○				
			刑事適任者の任用教養 等に係るもの			○			
			刑事適格者の推薦に係 るもの			○	○		
	7	捜査官特別研修生 に関すること。	捜査官特別研修生の選 考等に係るもの	○					
			捜査官特別研修生の研 修等に係るもの			○			
			捜査官特別研修生の推 薦に係るもの			○	○		

課 名	番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署			
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分		
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等	
刑 事 企 画 課	8	捜査書類作成能力 検定に関すること。	捜査書類検定の合格者 決定に係るもの		○					
			捜査書類検定の実施方 法等に係るもの			○				
	9	犯罪統計に関すること。			○	○				
	10	指名手配等及び共助事項に関すること（緊急 を要するもの及び簡易なものを除く。）。			○	○				
	11	適正捜査及び捜査 管理に関すること。	下記以外に係るもの		○		○			
			捜査関係事項照会に係 るもの			○	○			
			被疑者，参考人等の呼 出しに係るもの			○				○
			取調べ中の接見申出に 係るもの			○				○
12	刑事法令一般の研究及び捜査の指導教養に 関すること。		○							
13	公判における連絡・調整及び指導教養に関 すること。		○							
14	捜査支援に関すること。			○						
捜 査 第 一 課	1	盗犯捜査に関する こと。	県外合同・共同捜査事 件の実施，登録等に係 るもの		○					
			広域・重要盗犯等に係 るもの			○				

課 名	番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
捜 査 第 一 課	2	指定捜査員等に関する こと。	指定捜査員等の派遣に 係るもの	○					
			指定捜査員等の登録に 係るもの		○				
			指定捜査員等の推薦に 係るもの		○		○		
	3	死体取扱業務に関する こと。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○		○		
			平易なもの			○	○		
	4	質屋古物商等ほう賞に関する こと。				○			
	5	品触に関する こと。				○			
	6	手口資料に関する こと。				○			
	7	機動捜査隊の運用 に関する こと。	機動捜査隊の出動要請 による派遣命令に係る もの			○			
			機動捜査隊の勤務計画 等に係るもの			○			
	8	広域機動捜査班運用に関する こと。				○			
捜 査 第 二 課	1	知能犯登録事件に 関する こと。 情報に係るもの	事件の登録に係るもの			○	○		
			特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○		○		
			平易なもの			○	○		
	2	知能犯指定捜査員 に関する こと。	知能犯指定捜査員の派 遣要請に係るもの	○			○		
			知能犯指定捜査員の指 定及び指定変更に係る もの			○	○		

課 名	番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
捜 査 第 二 課	3	選挙違反行為に対する警告等の措置に関すること。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○		○		
			平易なもの			○	○		
組 織 犯 罪 対 策 課	1	暴力団取締連絡会議の開催に関すること。		○			○		
	2	暴力団等の認定等に関すること。				○	○		
	3	保護対象者及び保護区分に関すること。				○	○		
	4	公益財団法人暴力追放運動推進センターの事業の支援に関すること。				○	○		
	5	国際関係手配・照会等に関すること。				○			
	6	鹿児島県警察銃器等密輸対策協力員に関すること。	委嘱、解任等に係るもの		○		○		
			運用に係るもの		○		○		
	7	暴力団排除等のための部外への情報提供に関すること。				○			
鑑 識 課	1	鑑識技能検定に関すること。	技能検定の実施等に係るもの			○	○		
			検定結果の報告等に係るもの		○		○		
	2	鑑識代行員の運用に関すること。	指定・解除に係るもの		○		○		
			教養の実施に係るもの			○	○		
	3	現場鑑識に関すること。	本部現場鑑識班の出動要請等に係るもの			○			○
			現場鑑識状況報告に係るもの			○			○
	4	家出人・身元不明死体に関すること。	家出人票・迷人票・身元不明死体票の処理に係るもの			○	○		
			身元確認照会業務に係るもの			○			

課 名	番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
鑑 識 課	5	警察嘱託犬の運用 に関すること。	嘱託及び嘱託の取消し に係るもの		○				
			表彰決定に係るもの		○				
			出勤要請等に係るもの			○			○
			使用状況報告の処理に 係るもの			○			
	6	警察歯科医の運用 に関すること。	委嘱・解嘱に係るもの		○				
			業務依頼等に係るもの			○	○		
	7	足痕跡に関すること。				○	○		
	8	現場指紋に関する こと。	現場指紋等取扱いに係 るもの				○		
			指紋等対照（鑑定）結 果に係るもの			○	○		
			現場指紋等選別対照結 果に係るもの			○			
	9	機動鑑識隊に関す ること。	勤務計画等に係るもの			○			
			応援派遣に係るもの			○			○
	10	指紋資料に関する こと。	指紋照会の処理に係る もの			○			○
			死亡通知の処理に係る もの			○			○
			指紋資料送付，処分結 果等の処理に係るもの			○			○
			海外渡航犯履歴証明書 の発給に係るもの			○			
	11	現場写真に関すること。				○			○

課 名	番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
鑑 識 課	12	写真資料に関する こと。	被疑者写真等の照会に 係るもの			○	○		
			被疑者写真等の交付に 係るもの			○			
	13	鑑定・検査に関す ること。	申請に係るもの			○	○		
			回答に係るもの			○	○		
	14	似顔絵捜査官に関 すること。	似顔絵捜査官の指定・ 解除に係るもの		○		○		
			教養の実施に係るもの		○		○		
科 学 捜 査 研 究 所	1	鑑定・検査に関す ること。	囑託に係るもの			○	○		
			回答に係るもの			○			
	2	ポリグラフ検査に 関すること。	要請に係るもの				○		
			実施に係るもの			○			
	3	現場鑑定・検査の出動要請に関する こと。				○			○

各 所 属 事 項 (交 通 部)

課 名	番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
交 通 企 画 課	1	交通安全対策（各 季の交通安全運動、 交通事故現場診断 を除く。）の企画、 立案及び実施に関 すること。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○		○		
			平易なもの			○			○
	2	各季の交通安全運 動に関すること。	運動の方針等に係るもの	○			○		
			実施計画等に係るもの		○		○		
			実施結果等に係るもの			○	○		
	3	交通事故現場診断 に関すること。	交通死亡事故現場診断 に係るもので重要なも の		○		○		
			上記以外のもの			○	○		
			交通事故多発時点(区 間)特別対策に係るもの			○	○		
	4	交通事故分析に関 すること。	交通事故分析実施要綱 に係るもの			○	○		
	5	原動機を用いる身 体障害者用の車い すに係る警察署長 の確認に関するこ と。	確認証の申請及び交付 に係るもの						○
			不受理に係るもの				○		
	6	原動機を用いる小 児用の車に係る警 察署長の確認に関 すること。	確認証の申請及び交付 に係るもの						○
			不受理に係るもの				○		

課 名	番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
交通企画課	7	交通事故情報管理システムの運用に関すること。	交通事故の統計等に係るもの			○	○		
			交通事故の分析資料等に係るもの			○	○		
交通指導課	1	交通指導取締りに関すること。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○		○		
			平易なもの			○			○
	2	交通切符等の運用に関すること。	交通切符等に係るもの			○	○		
			通告制度に係るもの			○	○		
			違反登録に係るもの			○			○
	3	放置駐車違反制度に関すること。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○		○		
			平易なもの			○			○
	4	暴走族対策に関すること。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○		○		
			平易なもの			○			○
	5	交通事故事件捜査に関すること。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○		○		
			平易なもの			○			○
	6	交通特殊事件に関すること。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○		○		
			平易なもの			○			○
	7	広域緊急援助隊(交通部隊)の運用に関すること。	応援派遣に係るもの	○					
			指定・解任に係るもの		○				

課 名	番 号	決 裁 事 項	警察本部			警察署		
			本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
				部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
交 通 規 制 課	1	道路標識等の管理及び運用に関すること。			○	○		
	2	交通信号機の管理及び運用に関すること。			○	○		
	3	交通管制の運用に関すること。			○	○		
	4	警察署長等規制に関すること。			○	○		
	5	保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関すること。			○	○		
	6	自動車の保管場所 証明等の事務処理 に関すること。			○	○		
		現地調査員任命の同意 に係るもの						
		証明書等の交付等に係る もの						○
		不許可等に係るもの				○		
	7	交通規制の対象から 除外する車両の 取扱いに関するこ と。				○		
		交通規制除外標章の申 請及び交付に係るもの						
		不許可等に係るもの				○		
		交通規制除外標章の返 納命令に係るもの				○		
		返納標章の廃棄に関す るもの						○
	8	警察署長の通行・ 駐車許可の取扱 いに関すること。						○
		許可証の申請及び交付 に係るもの						
		不許可等に係るもの				○		
	9	乗車・積載の制限 外許可に関するこ と。			○	○		
		協議事項に係るもの			○	○		
		特認許可に係るもの			○	○		
		制限外許可に係るもの						○
		不許可等に係るもの				○		
	10	パーキング・メー ーの管理及び運用 に関すること。			○	○		
		撤去、作動、休止等に 係るもの						
		管理台帳に係るもの						○

課 名	番 号	決 裁 事 項	警察本部			警察署		
			本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
				部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
交 通 規 制 課	11	道路使用許可に関すること。						
		りん議、協議事		○		○		
		項に係るもの			○	○		
		現地調査員任命の同意に係るもの			○	○		
		証明書の交付等に係るもの						○
		不許可等に係るもの				○		
免 許 管 理 課	12	道路占用協議に関すること。			○	○		
	13	バス停留所の移設に関すること。				○		
	1	運転免許の登録修正等に関すること。			○			
	2	未交付免許証の処理に関すること。			○			
	3	検察庁からの国庫帰属免許証の引継ぎに関すること。			○			
	4	免許・不適格事実照会の回答に関すること。			○			
	5	運転免許の格下げに関すること。			○			
	6	運転免許証の作成			○			
		等に関するもの			○			○
		更新(再交付)の送付に係るもの						○
	7	安全運転学校の日程通知に関すること。			○			
	8	行政処分未執行者に対する処分手配等に関すること。			○			○
	9	運転免許の不正事案の処理に関すること。			○			○
	10	危険運転者の迅速な排除のための事務処理に関すること。			○			○
	11	勤務計画・変更に関すること。			○			
	12	運転免許事務取扱窓口の運用に関すること。			○			
	13	免許台帳ファイリングシステムに関すること。			○			
	14	運転免許の照会に関すること。			○			

課 名	番 号	決 裁 事 項	警察本部			警察署		
			本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
				部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
免 許 管 理 課	15	安全運転相談業務に関すること。			○	○		
	16	違反者講習及び初心者講習の対象者に対する手配等に関すること。			○			
	17	免許の保留及び免許の効力の停止処分に関すること。			○			
	18	免許の保留及び免許の効力の停止処分執行並びにこれらの処分期間の短縮に関すること。			○			
免 許 試 験 課	1	自動車運転免許試験場の使用に関すること。			○			
	2	学科試験に関すること。			○	○		
	3	技能試験の実施に関すること。			○			
	4	出張試験の実施に関すること。			○			
	5	緊急自動車の運転資格の審査等に関すること。			○			
	6	安全運転相談業務に関すること。			○	○		
	7	新規免許の登録等に関すること。			○	○		
	8	免許証の交付日指定に関すること。			○			○
	9	自動車教習所に関すること。			○			
	10	原付講習の日程通知に関すること。			○			
	11	外国免許切替に関すること。			○			
交 通 機 動 隊	1	応援派遣に関すること。		○				
	2	勤務計画に関すること。			○			
	3	勤務変更に関すること。			○			
	4	各種教養訓練等に関すること。			○			
高 速 道 路 交 通 警 察 隊	1	応援要請に関すること。		○				
	2	勤務計画に関すること。			○			
	3	勤務変更に関すること。			○			
	4	本庁，管区への重大特異交通事故等の報告に関すること。			○			
	5	隊長規制に関すること。			○			

各 所 属 事 項 (警 備 部)

課 名	番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
公 安 課	1	警備情報の収集、 整理その他警備情 報に関する事。こと。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○			○	
			平易なもの			○			○
	2	警備警察に関する 資料の収集、整備 及び保存に関する こと。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○		○		
			平易なもの			○	○		
	3	警備犯罪捜査に関 すること。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○			○	
			平易なもの			○			○
	4	拡声機の使用による暴騒音の規制に関する 条例の運用に関する事。こと。			○		○		
	5	公安捜査隊の運用 に関する事。こと。	県外応援派遣に係るもの	○			○		
			その他応援派遣等に係 るもの		○		○		
			指定・解除に係るもの			○	○		
	6	応援派遣に関する こと。	県外応援派遣に係るもの	○			○		
			その他応援派遣に係る もの		○		○		
	7	警備事件情報の措 置に関する事。こと。	重要なもの	○			○		
			平易なもの		○		○		
警 備 課	1	緊急事態（災害を 除く。）に対処する ための計画及び実 施に関する事。こと。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○		○		
			平易なもの			○	○		
	2	国民保護措置を行う職員等に対する特殊標 章等の交付等に関する事。こと。				○			

課 名	番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
警 備 課	3	災害に係る各種計	特に重要なもの	○			○		
		画，訓練及び応急	重要なもの		○		○		
		対策に関すること。	平易なもの			○	○		
	4	広域緊急援助隊（警備部隊）の指定・解除に関すること。			○				
	5	警備実施に係る警 備本部等の設置に 関すること。	特に重要なもの	○					
			重要なもの		○				
	6	治安警備実施事案 の事前・結果報告 に関すること。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○		○		
			平易なもの			○	○		
	7	機動隊員等の公務災害の報告に関すること。				○		○	
	8	第二機動隊の訓練に関すること。				○		○	
	9	第二機動隊員の指定・解除に関すること。				○	○		
	10	機動隊隊付特務の指定・解除に関すること。				○	○		
	11	警備部隊等の応援派遣に関すること（機動 隊員のみの場合を除く。）。			○				
	12	警護実施計画の策 定に関すること。	特に重要なもの	○			○		
			重要なもの		○		○		
			平易なもの			○	○		
	13	指定警護員の任命・解任に関すること。			○		○		
	14	警護事前通報及び実施結果に関すること。				○			

課 名	番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
警 備 課	15	警察航空隊の運用等に関する事。	航空業務計画の策定に係るもの	○			○		
			航空救助要員に係るもの			○	○		
			航空機支援申請の承認に係るもの			○	○		
			臨時発着場の指定に係るもの			○	○		
警 衛 警 備 対 策 課	1	警衛に関する事。	実施計画の策定に係るもの	○					
			事前通報及び実施結果に係るもの			○			
			応援派遣に係るもの	○					
機 動 隊	1	応援派遣に関する事。			○				
	2	勤務計画に関する事。				○			
	3	勤務変更に関する事。				○			
	4	各種訓練の実施に関する事。				○			
	5	正気寮の運営に関する事。				○			
	6	機動隊員の公務災害の報告に関する事。				○			
	7	管区機動隊員の指定・解除に係るもの				○			

各 所 属 事 項 (警察学校)

課 名	番 号	決 裁 事 項		警察本部			警察署		
				本 部 長 決 裁	専決区分		署 長 決 裁	専決区分	
					部 長	課 長 等		副 署 長 等	課 長 等
警 察 学 校	1	入校式，卒業式に 関すること。	初任科，一般職員初任 科に係るもの	○		○			
			初任補修科に係るもの		○	○			
	2	部外講師による教養講座に関すること。				○			
	3	部外からの講師派遣依頼に関すること。				○			
	4	初任科制服実務研修に関すること。		○		○			
	5	私服実務研修に関 すること。	県外研修に係るもの	○		○			
			県内研修に係るもの		○	○			
	6	初任科，一般職員 初任科及び初任補 修科生の教養等に 関すること。	年間行事計画	○		○			
			年間教授細目・教養計 画の策定に係るもの	○					
			卒業考査に係るもの	○		○			
			教授科目の分担等に係 るもの	○		○			